



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 人事委員会規則		
*25 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	 1
○ 告示		
1049 一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課) 24
1050 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課) 24
1051 生活保護法による指定施術機関の廃止	(福祉保健総務課) 25
1052 生活保護法による施術機関の指定	(") 25
1053 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定の失効	(業務課) 27
1054 保安林の指定の解除予定	(森林整備課) 27
1055 一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課) 28
1056 "	(教育委員会) 28
○ 労働委員会告示		
2 あっせん員候補者名簿の公示	 29

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第25号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年8月22日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあっては別記第3号の2様式による受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあっては別記第3号の2様式による受給資格者住所等変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、速やかに任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

5 任命権者は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所等変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をした上で、当該受給資格者に返付しなければならない。

第16条第1項第1号イ中「就業促進手当()」の次に「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4に規定する就業促進定着手当(以下「就業促進定着手当」という。)を除く。」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 就業促進定着手当に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給請求書(別記第15号の3様式)

別記第3号様式(表面)中「ちょう付」を「貼付」に改め、同様式(裏面)中

再就職手当		円	を
-------	--	---	---

再就職手当		円	に
就職促進定着手当		円	

改め、同様式別紙第1項中「き損」を「毀損」に改め、同様式別紙第2項第2号中「技能取得手当」を「技能習得手当」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 就業促進定着手当に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給請求書別記第3号様式別紙第3項中「写真ちょう付」を「写真貼付」に、「ちょう付する」を「貼付する」に改め、同様式別紙第7項を次のように改める。

7 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所等変更届を提出すること。この場合において、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）及び本証を添付すること。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 3 号様式の 2 (第 9 条関係)

受給資格者 氏 名 変更届 住所等			
受給資格証番号			
新 氏 名			
1 氏 名	ふりがな		
	新		
	旧		
2 住 所 又は居所	新		
	旧		
3 生 年 月 日	年 月 日	4 変 更 年 月 日	年 月 日
職員の退職手当の支給に関する規則（昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号）第9条第4項の規定により上記のとおり届け出ます。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 年 月 日 任命権者 (高年齢・特例) 受給資格者氏名 様 Ⓔ 受給資格証番号 () 電 話 番 号 () </div>			
備 考			※口座名義変更確認欄

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 氏名を変更したときは、標題中「住所等」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 3 住所又は居所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1欄には記載しないこと。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。
- 5 ※欄には、記載しないこと。

別記第4号様式(裏面)中

..	再就職手当	.. ~				を
----	-------	---------	--	--	----	--	--	--	---

..	再就職手当	.. ~				に
..	就職促進定着手当	.. ~				

改め、同様式(裏面)備考第2項中「高齢」を「高年齢」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式(第12条関係)

(表面)

失業認定申告書																																																																												
次回認定日 月 日 時から 時まで	(該当のところへ○印をつけ、必要な事柄を記載してください。)																																																																											
1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	ア した (就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。) イ しない																																																																											
	<table border="1" style="width:100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> <td style="width: 5%;"></td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> <tr> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> <td></td> <td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td> </tr> <tr> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> <td>月</td> <td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td> </tr> <tr> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> <td></td> <td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	月	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						29	30	31				
1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5	6	7																																																														
8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14																																																														
15	16	17	18	19	20	21	月	15	16	17	18	19	20	21																																																														
22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28																																																														
29	30	31						29	30	31																																																																		
2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、収入額、その額が何日分の収入かを記入してください。	<table border="1" style="width:100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">収入のあった日</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> <td style="width: 15%;">収入額</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 15%;">何日分の収入か</td> <td style="width: 15%;">日分</td> </tr> <tr> <td>収入のあった日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>収入額</td> <td>円</td> <td>何日分の収入か</td> <td>日分</td> </tr> <tr> <td>収入のあった日</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>収入額</td> <td>円</td> <td>何日分の収入か</td> <td>日分</td> </tr> </table>	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分																																																						
収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分																																																																						
収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分																																																																						
収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分																																																																						
3 失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">求職活動の方法</th> <th style="width: 15%;">活動日</th> <th style="width: 25%;">利用した機関の名称</th> <th style="width: 30%;">求職活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(エ) 公的機関等による職業相談等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業所名、部署</th> <th style="width: 10%;">応募日</th> <th style="width: 10%;">応募方法</th> <th style="width: 10%;">職種</th> <th style="width: 20%;">応募の動機</th> <th style="width: 30%;">応募の結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容	(ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等				(イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等				(ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等				(エ) 公的機関等による職業相談等				事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果					(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他						(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他																																						
求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容																																																																									
(ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等																																																																												
(イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等																																																																												
(ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等																																																																												
(エ) 公的機関等による職業相談等																																																																												
事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果																																																																							
				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他																																																																								
				(ア) 知人の紹介 (イ) 新聞広告 (ウ) 就職情報誌 (エ) インターネット (オ) その他																																																																								
イ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)																																																																											
4 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる イ 応じられない 応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなど健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭の事情のため(例えば、結婚の準備、妊娠、育児又は家事の都合のため) (ウ) 就職をしたため又は就職予定があるため (エ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (オ) その他()																																																																											
5 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職 (ア) 公共職業安定所紹介 (イ) 職業紹介事業者紹介 (ウ) 自己就職 (就職先事業所) 月 日より就職(予定) イ 自営 月 日より自営業開始(予定)																																																																											
職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)第12条第1項の規定に基づき、上記のとおり申告します。 年 月 日 任命権者 様 受給資格証番号() 受給資格者氏名 (印)																																																																												

(裏面)

備考

- 1 この申告書は、基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするとき、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、虚偽の記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 1 欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となる。)をいうものである。
なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである(無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。)
- 4 1 欄及び2 欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除く。)であって、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの(1日の労働時間が4時間以上であっても1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがある。)をいうものである。
なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も1 欄に記載すること。
- 5 3 欄のアに○印をつけた人は、3 欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 6 3 欄の(2)には、3 欄の(1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号を併せて記載すること。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 7 4 欄のイの(オ)その他に○印をつけた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式 (第 13 条関係)

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 届

年 月 日

任命権者
様
氏 名 印

職員の退職手当の支給に関する規則 (昭和 42 年和歌山県人事委員会規則第 13 号) 第 13 条第 1 項の
規定により、下記のとおり届け出ます。

受給資格者に関する事項	氏 名		受給資格証 番 号	第 号
	住所又は 居 所			

公共職業安定所の名称		指 示 年 月 日	年 月 日
------------	--	--------------	-------

公共職業訓練等に 関する事項	種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 63 条第 1 項 第 3 号の講習及び 訓練	3 障害者の雇用の 促進等に関する法律 (昭和 35 年法律 第 123 号) 第 13 条 の適応訓練	4 高齢者等の雇用の安 定等に関する法律 (昭和 46 年法律第 68 号) 第 23 条 第 1 項の計画に準拠した 同項第 3 号に掲げる訓練
	職種			期 間	昼夜間の別 昼間・夜間
	受講開始年月日	年 月 日	終了予定年月日	年 月 日	
	※ この欄の記載事実には誤りがないことを証明する。 年 月 日 公共職業訓練等施設所在地 施 設 名 施設長職氏名 印				

寄宿に関する事項	寄宿の事実	有・無	寄宿開始年月日	年 月 日			
	寄宿前の住所又は居所						
	家族の 状 況	氏 名	受給資格者 との続柄	年 齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の 住所又は居所
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
			歳	有・無	同居・別居		

(添付書類)
失業者の退職手当受給資格証

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 この届出書の記載事項について変更があったときは、速やかに届け出ること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式 (第14条関係)

(表面)

公共職業訓練等受講証明書

(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

受給資格証番号			未支給区分 (1 未支給、空欄 未支給以外)										
待機満了年月日	年 月 日												
支給期間	初 日	年 月 日		末 日	年 月 日								
認定日数		受講日数		通所日数		特定職種受講日数		寄宿日数					
内職 (労働日数、収入額)			円	就業手当支給日数		早期就業支援金支給日数							
1 受講者氏名				2 証明対象期間	年 月								
3 訓練受講職種													
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。 (1) 公共職業訓練等が行われなかった日 (日・祝日等) =印 (2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち ア 疾病又は負傷による場合 ○印 イ ア以外でやむを得ない理由がある場合 △印 ウ やむを得ない理由がない場合 ×印							1	2	3	4	5	6	7
							8	9	10	11	12	13	14
							15	16	17	18	19	20	21
							22	23	24	25	26	27	28
							29	30	31				
5 特記事項	上記の記載事実には誤りのないことを証明する。 年 月 日 公共職業訓練等施設所在地 施設名 施設長職氏名 印												
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。					ア した	イ しない							
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。					ア 得た	イ 得ない							
8 寄宿の有無	有 () ・無												
上記のとおり申告します。 年 月 日 受講者氏名 印 受給資格証番号 () 任命権者 様													
※連絡事項													
備考													

(裏面)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を 5 欄に記載すること。
- 3 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、虚偽の記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 6 欄及び 7 欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6 欄及び 7 欄においてアを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 5 6 欄及び 7 欄の「2 の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 6 6 欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1 日の労働時間が 4 時間以上のもの（4 時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となる。）又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。
なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 7 6 欄及び 7 欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 19 条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。
なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 8 8 欄には、該当するものを○で囲むこと。
なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を（ ）内に記載すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

別記第12号様式中「第14条第2号」を「第14条第1項第2号」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

別記第13号様式中「第14条第3号」を「第14条第1項第3号」に改める。

別記第14号様式を次のように改める。

別記第14号様式 (第15条関係)

傷病手当に相当する退職手当支給請求書		年 月 日	
和歌山県知事 様		退職当時の所属 部課(所・署)名 退職当時の職名 住所又は居所 氏 名 ㊟	
職員の退職手当の支給に関する規則 (昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号) 第15条第1項の規定により、下記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を請求します。			
1 健康保険の傷病手当金等の支給を受けられることができる期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	
2 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	
3 内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等	内職又は手伝いをした日 月 月 月 日 日 日	収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分 収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分 収入のあった日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分	
※ 診 療 担 当 医 師 の 証 明	4 傷病の名称及びその程度		
	5 初 診 年 月 日	年 月 日	
	6 傷 病 の 経 過	年 月 日 治癒・転医・中止・継続中	
	7 傷病のため職業に就くことができなかつたと認められる期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
	上記のとおり証明する。 年 月 日		診療機関所在地 名 称 医師氏名 ㊟
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証			

(裏面)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 健康保険の傷病手当金等とは、次の給付をいう。
 - (1) 健康保険法 (大正11年法律第70号) による傷病手当金
 - (2) 労働基準法 (昭和22年法律第49号) による休業補償又は労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) による休業補償給付若しくは休業給付
 - (3) 船員保険法 (昭和14年法律第73号) による傷病手当金
 - (4) 国家公務員災害補償法 (昭和26年法律第191号) 又は地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) による休業補償その他法令により国家公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
 - (5) 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (6) 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) による傷病手当金
 - (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 (昭和27年法律第245号) による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
 - (8) 公害健康被害の補償等に関する法律 (昭和48年法律第111号) による障害補償費
- 3 1 欄には、7 欄の期間のうち、健康保険の傷病手当金等の給付を受けることができる期間を記載すること。
- 4 3 欄には、7 欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。

なお、「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のもをいうものであること。
- 5 ※印欄には、記入しないこと。

別記第15号様式(表面)中「か月」を「箇月」に、「安定所」を「公共職業安定所」に、「1か月」を「1箇月」に改め、同様式(裏面)第1項中「失業認定申告書裏面注意書き4」を「失業認定申告書裏面備考第3項」に、「就職又は就労」を「就職」又は「就労」に、「公共職業安定所長」を「任命権者」に、「安定所の窓口」を「任命権者」に改め、同様式(裏面)第2項中「偽り」を「虚偽」に改め、同様式(裏面)第3項中「で以上ある」を「以上である」に、「すべて」を「全て」に改め、同様式(裏面)第4項中「偽り」を「虚偽」に、「さらに」を「更に」に、「刑罰に処せられる」を「処罰される」に改め、同様式(裏面)第5項中「すべて」を「全て」に改め、同様式(裏面)第8項中「1か月」を「1箇月」に改める。

別記第15号の2様式2欄中「、常用就職支度金又は」を「に相当する退職手当又は」に、「、常用就職支度金に相当する退職手当及び」を「又は」に改め、同様式10欄中

「
 ア 定めなし → 平成 年 月 日まで
 イ 定めあり (年 か月) を
 」

「
 ア 定めなし → 平成 年 月 日まで
 イ 定めあり (年 箇月) に改め、
 契約更新条項(ア 有 イ 無)
 1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)
 」

同様式備考第5項中「記載する」の次に「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第15号の3様式(第16条関係)

(表面)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給請求書

年 月 日

和歌山県知事

様

退職当時の所属
部課(所・署)名
退職当時の職名
住所又は居所
氏 名

印

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)第16条第1項第1号ウの規定により、下記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を請求します。

1 申請者	氏名		住所	〒		(電話)	
2 就職先の事業所	所在地						
	名称						
3 1週間の所定労働時間	時間	分	4 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)			万	千円
5 雇用期間中の賃金支払状況							
①賃金支払対象期間	② ①の 基礎 日数	③賃金額			④備考		
		A	B	計			
月 日～ 月 日							
月 日～ 月 日							
月 日～ 月 日							
月 日～ 月 日							
月 日～ 月 日							
月 日～ 月 日							
月 日～ 月 日							
就職年月日～ 月 日							
6 上記の記載事項に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主 住所又は所在地 氏 名 印							
(添付書類) 失業者の退職手当受給資格証							

(裏面)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 この支給請求書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して 6 箇月に至った日の翌日から起算して 2 箇月以内に、任命権者に提出すること。
なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 3 申請者にあつては 1 欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては 2 欄から 6 欄までをそれぞれ記載すること。
- 4 申請は正しくすること。虚偽の記載をして提出した場合には、以後失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 事業主の記載事項の記載について
 - (1) 3 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から 6 箇月に至った時点における 1 週間の所定労働時間を記載すること。
 - (2) 4 欄は、事業主が求人者の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額 (月額) を記載すること。
 - (3) 5 欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日 (賃金締切日が 1 暦月中に 2 回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日がない者については暦月の末日をいう。以下同じ。) まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - (4) 6 欄において、2 欄から 5 欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が虚偽の証明をした場合には、不正に受給した者と連帯として、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。

別記第16号様式中「第16条第1項第1号ウ」を「第16条第1項第1号エ」に、同様式2欄中「、常用就職支度金又は」を「に相当する退職手当又は」に、「、常用就職支度金に相当する退職手当及び」を「又は」に改め、同様式10欄中

「

ア 定めなし	→平成 年 月 日まで
イ 定めあり	(年 か月)

」を

「

ア 定めなし	→平成 年 月 日まで
イ 定めあり	(年 箇月)
契約更新条項(ア 有 イ 無)	
1年を超えて雇用する見込み(ア 有 イ 無)	

」に改め、

同様式備考第4項中「記載する」の次に「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲む」を加える。

別記第17号様式中「第16条第1項第3号」を「第16条第1項第2号」に改める。

別記第18号様式中「第16条第1項第4号」を「第16条第1項第3号」に改める。

別記第19号様式(表面)中「ちょう付」を「貼付」に改め、同様式(裏面)中

「

再就職手当	円
-------	---

」を

「

再就職手当	円
就職促進定着手当	円

」に

改め、同様式別紙第1項中「き損」を「毀損」に改め、同様式別紙第2項第2号中「技能取得手当」を「技能習得手当」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次の1号を加える。

(7) 就業促進定着手当に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給請求書

別記第19号様式別紙第3項中「写真ちょう付」を「写真貼付」に、「ちょう付する」を「貼付する」に改め、同様式別紙第7項を次のように改める。

7 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所等変更届を提出すること。この場合において、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)及び本証を添付すること。

別記第21号様式を次のように改める。

別記第21号様式(第19条関係)

(表面)

高年齢受給資格者失業認定申告書

認定日時
月 日
時から 時まで

(該当のところへ○印をつけ、必要な事柄を記載してください。)

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	ア した	就職又は就労をした人は、した月日を記載してください。	
	イ しない		
2 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	どのような方法で探しましたか。 (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介 (イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等 (オ) 知人の紹介による求人への応募 (カ) 新聞広告による求人への応募 (キ) 就職情報誌による求人への応募 (ク) インターネットによる求人への応募 (ケ) その他()	
	イ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)	
3 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなど健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚の準備、妊娠、育児又は家事の都合のため) (ウ) 就職をしたため又は就職予定があるため (エ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (オ) その他()	
	イ 応じられない		
4 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(ア) 公共職業安定所紹介 (イ) 自己就職 月 日より就職(予定)	(就職先事業所)
	イ 自営	月 日より自営業開始(予定)	

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)第19条第1項において準用する同規則第12条第1項の規定により、上記のとおり申告します。

年 月 日

高年齢受給資格証番号()
高年齢受給資格者氏名

任命権者

様

印

(裏面)

備考

- 1 この申告書は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするとき、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、虚偽の記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 1 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業と認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となる。)をいうものである。
なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 4 3 欄のイの(オ)その他に○印をつけた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。

別記第22号様式(表面)中「ちょう付」を「貼付」に改め、同様式(裏面)中

再就職手当	円
-------	---

を

再就職手当	円
就職促進定着手当	円

に

改め、同様式別紙第1項中「き損」を「毀損」に改め、同様式別紙第2項第2号中「技能取得手当」を「技能習得手当」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 就業促進定着手当に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給請求書別記第22号様式別紙第3項中「写真ちょう付」を「写真貼付」に、「ちょう付する」を「貼付する」に改め、同様式別紙第7項を次のように改める。

7 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所等変更届を提出すること。この場合において、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類(例えば住民票)及び本証を添付すること。

別記第24号様式を次のように改める。

別記第24号様式(第19条関係)

(表面)

特例受給資格者失業認定申告書

認定日時
月 日
時から 時まで

(該当のところへ○印をつけ、必要な事柄を記載してください。)

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	ア した	就職又は就労をした人は、した月日を記載してください。	
	イ しない		
2 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	ア 探した	どのような方法で探しましたか。 (ア) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介 (イ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ウ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (エ) 公的機関等による職業相談等 (オ) 知人の紹介による求人への応募 (カ) 新聞広告による求人への応募 (キ) 就職情報誌による求人への応募 (ク) インターネットによる求人への応募 (ケ) その他()	
	イ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)	
3 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなど健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚の準備、妊娠、育児又は家事の都合のため) (ウ) 就職をしたため又は就職予定があるため (エ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (オ) その他()	
	イ 応じられない		
4 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	(ア) 公共職業安定所紹介 (イ) 自己就職 月 日より就職(予定)	(就職先事業所)
	イ 自営	月 日より自営業開始(予定)	

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)第19条第2項において準用する同規則第12条第1項の規定により、上記のとおり申告します。

年 月 日

任命権者

様

特例受給資格証番号()

特例受給資格者氏名

印

(裏面)

備考

- 1 この申告書は、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするとき、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、虚偽の記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 1 欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業と認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもので(4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となる。)をいうものである。
なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである。
- 4 3 欄のイの(オ)その他に○印をつけた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1049号

次期ポータルシステム賃貸借契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
次期ポータルシステム賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年7月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通・富士通リースコンソーシアム
（代表者）富士通株式会社和歌山支店
和歌山市黒田一丁目1番19号
（構成員）富士通リース株式会社関西支店
大阪府中央区城見二丁目2番53号
- 5 落札金額
51,336,892円（うち消費税及び地方消費税の額3,802,732円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年5月27日

和歌山県告示第1050号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年9月11日まで縦覧に供する。

平成26年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成26年7月11日
- 2 名称
特定非営利活動法人来実の会
- 3 代表者の氏名
谷川正純

4 主たる事務所の所在地
和歌山県紀の川市上田井451番1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、介護、人材育成、その他社会福祉に関する事業等を行い、各市町村と連携をとりながら、地域福祉に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第1051号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
御柔 19-18	井ノ上晃勤	井ノ上接骨院（柔道整復） 御坊市名田町野島1685-2	平成 26. 7. 1

和歌山県告示第1052号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
新は新 1-26	佐伯昌彦	佐伯整骨院（はり・きゅう） 新宮市緑ヶ丘2-254	平成 26. 7. 1
有は新 1-26	森中幸雄	森中鍼灸院（はり・きゅう） 有田郡有田川町大字徳田113-7	平成 26. 7. 1
有は新 2-26	吉井久和	吉井鍼灸整骨院（はり・きゅう） 有田郡有田川町庄287-1	平成 26. 7. 1
田は新 1-26	眞砂和生	眞砂鍼灸院（はり・きゅう） 田辺市東陽28-22	平成 26. 7. 1
田は新 2-26	谷口佳嗣	田辺市芳養松原2-17-9（はり・きゅう）	平成 26. 7. 1
西は新 1-26	中岡成文	もみの木鍼灸整骨院（はり・きゅう） 西牟婁郡上富田町朝来2305-31	平成 26. 7. 1
田は新 3-26	森本和秀	もりもと鍼灸院（はり・きゅう） 田辺市高雄2-26-17	平成 26. 7. 1
伊は新 1-26	高木基彦	たかぎ鍼灸整骨院（はり・きゅう） 伊都郡かつらぎ町佐野1015	平成 26. 7. 1
田は新 4-26	萩野利赴	はぎの鍼灸院（はり・きゅう） 田辺市むつみ2-1	平成 26. 7. 1
田は新 5-26	坂井哲也	坂井鍼灸整骨院（はり・きゅう） 田辺市芳養松原2-7-40	平成 26. 7. 1
岩は新 1-26	黒山紀男	黒山鍼灸院（はり・きゅう） 岩出市東坂本173-1	平成 26. 7. 1

岩は新 2-26	中田浩	中田鍼灸治療院(はり・きゅう) 岩出市中黒111-2	平成 26.7.1
橋は新 1-26	新田幸生	Four Leaf(はり・きゅう) 橋本市あやの台一丁目44-1	平成 26.7.1
紀は新 1-26	殿最康詞	殿最鍼灸院(はり・きゅう) 紀の川市粉河373-17	平成 26.7.1
紀は新 2-26	梅本桂久	うめもと鍼灸整骨院(はり・きゅう) 紀の川市西大井84	平成 26.7.1
紀は新 3-26	松浦敬	まつうら鍼灸院(はり・きゅう) 紀の川市南勢田294 108号	平成 26.7.1
紀は新 4-26	小川恵	メグ鍼灸整骨院(はり・きゅう) 紀の川市後田28-3	平成 26.7.1
紀は新 5-26	菊澤健司	きくざわ鍼灸接骨院(はり・きゅう) 紀の川市古和田236-1	平成 26.7.1
岩は新 4-26	志野正浩	志野鍼灸整骨院(はり・きゅう) 岩出市吉田138-5	平成 26.7.1
御は新 1-26	阪本祐子	サクラマッサージ(はり・きゅう) 御坊市湯川町丸山38-8	平成 26.7.1
御は新 2-26	天倉敏博	天倉鍼灸院(はり・きゅう) 御坊市菌287-2	平成 26.7.1
御は新 3-26	中野正得	はり・灸・小児はり中宮院(はり・きゅう) 御坊市湯川町小松原572-8	平成 26.7.1
橋は新 2-26	松岡明良	松岡鍼灸院(はり・きゅう) 橋本市野565-6	平成 26.7.1
橋は新 3-26	浦井匡輔	浦井鍼灸治療所(はり・きゅう) 橋本市隅田町下兵庫499	平成 26.7.1
橋は新 5-26	木村恭久	きむら鍼灸整骨院(はり・きゅう) 橋本市胡麻生435-1 フレッシュ紀見10号	平成 26.7.1
橋は新 8-26	田所義章	田所鍼灸整骨院(はり・きゅう) 橋本市隅田町中島107-1	平成 26.7.1
西は新 2-26	中井健	健接骨院(はり・きゅう) 西牟婁郡上富田町朝来1100-4	平成 26.7.1
西は新 3-26	野口猛	のぐち鍼灸整骨院(はり・きゅう) 西牟婁郡上富田町岩田2170-1	平成 26.7.1
岩は新 5-26	中野真志	中野鍼灸整骨院(はり・きゅう) 岩出市清水487-1	平成 26.7.1
有市は新 1-26	脇坂雄貴	脇坂鍼灸整骨院(はり・きゅう) 有田市宮崎町567	平成 26.7.1
西は新 4-26	横畑稔和	徒手医学治療院(はり・きゅう) 日高郡みなべ町埴田1590-82	平成 26.7.1
西は新 5-26	荒堀光男	荒堀治療院(はり・きゅう) 日高郡みなべ町芝491-8	平成 26.7.1
西は新 6-26	安宅知己	あらぐさ鍼灸院(はり・きゅう) 西牟婁郡上富田町朝来2336-5	平成 26.7.1
田は新 9-26	藪中浩之	鍼灸院 響(はり・きゅう) 田辺市朝日ヶ丘14-18	平成 26.7.1
西は新 8-26	野田佳史	のだ鍼灸整骨院(はり・きゅう) 西牟婁郡上富田町朝来98-12	平成 26.7.1
東は新 1-26	山脇健一	けん鍼灸整骨院(はり・きゅう) 東牟婁郡那智勝浦町朝日2-248	平成 26.7.1

東は新 2-26	弓場穰	弓場鍼灸院(はり・きゅう) 東牟婁郡那智勝浦町天満1607-2	平成 26.7.1
海南は新 1-26	宮川泰成	みやがわ鍼灸整骨院(はり・きゅう) 海南市大野中623-2	平成 26.7.1
海南は新 3-26	岡本啓	岡本整骨院(はり・きゅう) 海南市船尾194-96	平成 26.7.1
海南は新 4-26	湊本純司	湊本鍼灸治療院(はり・きゅう) 海南市黒江428	平成 26.7.1
海南は新 6-26	小谷進一	コタニ針灸センター(はり・きゅう) 海南市七山940-4	平成 26.7.1

和歌山県告示第1053号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第18条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので告示する。

平成26年8月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 失効する知事指定薬物

- (1) 化学名 1-(ベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン(通称名5-MAPB)及びその塩類
- (2) 化学名 1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(エチルアミノ)ペンタン-1-オン(通称名DL-4662)及びその塩類
- (3) 化学名 1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン(通称名4MeO- α -PHP)及びその塩類
- (4) 化学名 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン(通称名 α -PHP)及びその塩類
- (5) 化学名 1-(ベンゾフラン-2-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン(通称名2-MAPB)及びその塩類
- (6) 化学名 1-(4-クロロフェニル)プロパン-2-アミン(通称名4Cl-AMP)及びその塩類
- (7) 化学名 [1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン(通称名AM-1220アゼパン異性体)及びその塩類
- (8) 化学名 (2-ヨードフェニル)[1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン(通称名AM-2233アゼパン異性体)及びその塩類
- (9) 化学名 N-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-N-(1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボニル)-1H-インドール-3-カルボキシアミド(通称名BiPICANA)及びその塩類

2 失効理由

当該知事指定薬物が薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に規定する指定薬物に指定されるに至ったため

3 失効年月日

平成26年8月25日

和歌山県告示第1054号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年8月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市上屋敷二丁目119の1、119の34、119の36
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1055号

平成26年度水槽付消防ポンプ自動車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
水槽付消防ポンプ自動車 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社和歌山防火協会
和歌山市蔵小路16番地
- 5 落札金額
29,160,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,160,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年7月18日

和歌山県告示第1056号

平成26年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年8月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立和歌山工業高等学校
和歌山市西浜3丁目6番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年7月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
36,780,480円（うち消費税及び地方消費税の額2,724,480円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年5月23日

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成26年8月22日

和歌山県労働委員会会長 有田 佳秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

（平成26年8月6日現在）

氏名	現職	経験及び履歴	委嘱日
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～40期公益委員 36期～38期会長代理 39期～会長	H18. 3. 17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～40期公益委員 39期～会長代理	H24. 4. 4
いしばしただお 石橋貞男	和歌山大学教授	36期～40期公益委員	H18. 3. 17
じんとくこうじ 神徳皓治	（元）和歌山県参事	39期～40期公益委員	H24. 4. 4
よしざわなおみ 吉澤尚美	弁護士	40期公益委員	H26. 4. 2
しみずかずこ 清水和子	特定社会保険労務士	37期～39期公益委員	H20. 3. 19
すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～40期労働者委員	H20. 3. 19
よこやまみつひろ 横山光裕	UAゼンセン和歌山県支部支部長	38期～40期労働者委員	H22. 11. 17
とうごうたかふみ 東郷隆文	基幹労連和歌山県本部委員長	38期～40期労働者委員	H23. 4. 20
しまもとよしかず 嶋本佳和	情報労連和歌山県協議会議長	39期～40期労働者委員	H24. 4. 4
はまじまさよし 濱地正由	和歌山県電力総連会長	40期労働者委員	H26. 8. 6
ふるたにのりお 古谷紀男	近畿労働金庫和歌山地区統括本部本部長	34期～40期労働者委員	H15. 2. 17
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～40期使用者委員	H14. 2. 27
こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役社長	35期～40期使用者委員	H16. 3. 17
かすやもとはる 糟谷元春	太陽シールパック株式会社取締役会長	38期～40期使用者委員	H22. 3. 19

ながいけいいち 永井慶一	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	39期～40期使用者委員	H24. 4. 4
おかだあき 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役社長	39期～40期使用者委員	H25. 2. 6
どうしろかずたか 堂代和孝	労働委員会事務局長		H25. 4. 3
ほりたつや 堀達也	労働委員会事務局審査調整課長		H26. 4. 2
はたなかかずひろ 畑中一宏	労働委員会事務局審査調整課副課長		H25. 4. 3
まつもとよしはる 松本義春	労働委員会事務局審査調整課主任		H19. 4. 4
なかむらやすたか 中村安隆	労働委員会事務局審査調整課主査		H25. 4. 3